



照会先 老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室
室長 井内 雅明
室長補佐 山本 亨
課長補佐 土岐 敦史
電話 03-5253-1111 内線 3966, 3868
03-3595-2168 (直通)

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

平成19年度に、全国の市町村等において、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき行われた、高齢者虐待についての対応状況等を把握するため、昨年度に引き続き、全市町村（特別区を含む。19年度末1,816団体）及び都道府県を対象とした調査を実施した。

【調査結果】

1. 概要

- ・市町村の高齢者虐待防止に係る体制整備は、調査対象13項目全てで昨年度より実施率が上昇しており、法施行2年目を迎え、取組みが進みつつある。（4頁図1）
- ・このうち、相談・通報窓口の設置及び周知は、ほぼ全ての市町村で実施済みとなつたほか、住民等への高齢者虐待防止についての啓発活動も実施市町村数が大きく増えた。
- ・高齢者虐待防止法についての理解が進んだことにより、市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等（※1）による高齢者虐待、養護者（※2）による高齢者虐待ともに増加した。これに伴い、虐待が認められ、市町村等による対応が行われた件数も増加した。（4頁表1）

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- ・虐待が認められた事例では、虐待の類型、虐待を受けた者の性別、年齢、要介護度、認知症の程度などの状況について、昨年度とほぼ同様の傾向が見られた。
- ・具体的な状況は以下のとおり。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 （括弧内は添付資料：調査結果のページ数）

- ・平成19年度に相談・通報のあった件数は、379件であり、前年度より106件(38.8%)増加した。(2P)
- ・相談・通報者は、「当該施設職員」が26.1%で最も多く、次いで「親族」25.6%であった。(2P)
- ・市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、62件であり、前年度より8件(14.8%)増加した。(2~4P)

- 虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「認知症対応型共同生活介護」30.6%、「特別養護老人ホーム」27.4%、「介護老人保健施設」14.5%の順であった。(5P)
- 虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く77.4%、次いで「心理的虐待」30.6%、「介護等放棄」16.1%であった(重複あり)。(5P)
- 被虐待高齢者は、女性が8割を占め、年齢は80歳台が約4割であった。要介護度は3以上が約8割を占めた。(5~6P)
- 虐待者は、40歳未満が4割、職種は「介護職員」が8割を超える。(6~7P)
- 虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定取消等が行われた。(7P)

3. 養護者による高齢者虐待

- 平成19年度に相談・通報のあった件数は、19,971件であり、前年度より1,581件(8.6%)増加した。(8P)
- 相談・通報者は、「介護支援専門員等」が42.1%で最も多く、次いで「家族親族」12.8%、「被虐待者本人」12.6%であった。(8P)
- これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」が59.8%、「関係者からの情報収集」31.7%、「立入調査」1.0%により実施された。(8~9P)
- 調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、13,273件であり、前年度より704件(5.6%)増加した。(9P)
- 虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が63.7%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.3%、「介護等放棄」28.0%、「経済的虐待」25.8%であった(重複あり)。(9P)
- 被虐待高齢者は、女性が約8割、年齢は80歳台が約4割であった、要介護認定の状況は認定済みが約7割であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護3が21.2%、要介護2が18.8%の順であった。また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は、被虐待高齢者全体の44.5%を占めた。(10~11P)
- 虐待者との同居の有無では、同居が8割以上、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が34.5%で最も多く、既婚の子を合わせると6割以上が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.6%で最も多く、次いで「夫」15.8%、「娘」15.0%であった。(11~12P)
- 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が3割強の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.2%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が48.6%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」28.4%であった。(12~13P)
- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が204件、「手続き中」が188件であり、うち市町村長申立は133件であった。(13P)
- 市町村で把握している平成19年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」13件、「介護放棄による致死」7件、「心中」4件、「虐待による致死」3件で、合わせて27人であった。(13P)

4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

- 項目ごとの実施率では、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、

「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%などの項目についての実施率が低かった。(14P)

【その他】

調査結果は、近く開催する予定の都道府県担当課長会議において周知するとともに、今後の高齢者虐待防止において留意すべき点について、通知を発出し、あわせて虐待防止に向けた取組の一層の強化を求めることとしている。

また、会議においては、専門研究機関の作成した「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集(※)」を配布の上解説するなど、高齢者虐待の防止に向けた具体的な助言も行う予定である。

※事例集について

- ・作成者：認知症介護研究・研修仙台センター、東京センター、大府センター
(厚生労働省補助事業（老人保健健康増進等事業補助金))
- ・内 容：
 - ①養介護施設従事者等による高齢者虐待の考え方
 - ②養介護施設・事業所における高齢者虐待防止のための課題と対策
 - ③養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応事例
 - ④Q & A 高齢者虐待に該当する具体的な行為について

【添付資料】

調査結果全文

【図表】

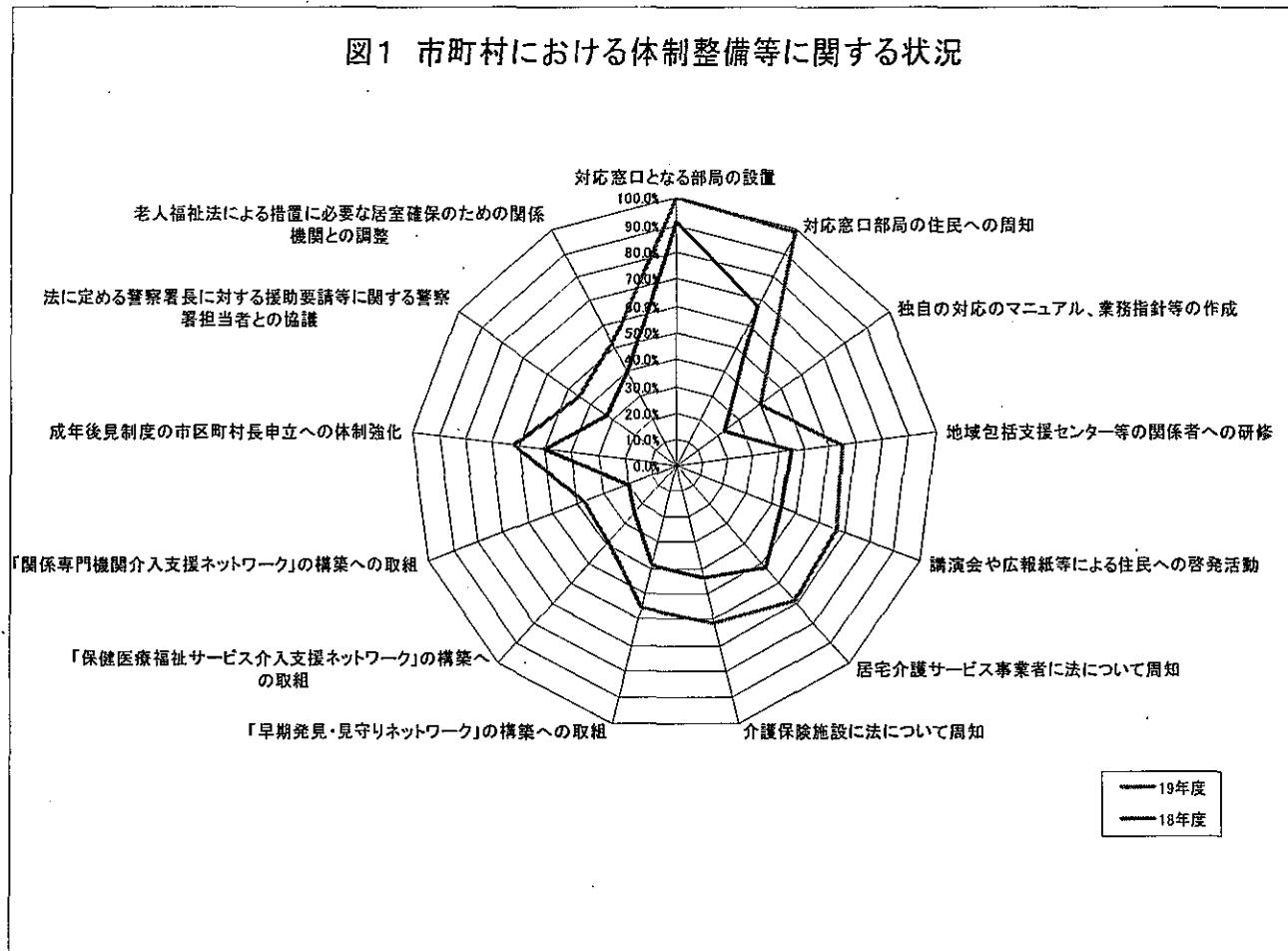


表1 相談・通報件数、虐待判断件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
19年度	379件	62件	19,971件	13,273件
18年度	273件	54件	18,390件	12,569件
増減 (増減率)	106件 (38.8%)	8件 (14.8%)	1,581件 (8.6%)	704件 (5.6%)

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1. 1. 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
1. 2. 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
1. 3. 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	13
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	14

調査の概要

【調査目的】

平成19年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,816市町村（特別区を含む）及び47都道府県を対象に、平成19年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成18年度に相談・通報があり、平成19年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1及び2における具体的な内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1.1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表1)

平成19年度、全国の1,816市町村(特別区を含む)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、379件であった。平成18年度は273件であり、106件(38.8%)増加した。

表1 相談・通報件数

	19年度	18年度	増減(%)
件数	379	273	106 (38.8%)

(2) 相談・通報者(表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が26.1%と最も多く、次いで「親族」が25.6%、「当該施設元職員」が12.4%であった。なお、「本人による届出」は5.3%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数379件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	20	97	99	47	6	20	6	22	68	47	432
構成割合(%)	5.3	25.6	26.1	12.4	1.6	5.3	1.6	5.8	17.9	12.4	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数379件に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表3)

平成19年度において「事実確認を行った事例」は347件、「事実確認を行わなかった事例」は47件であった。「事実確認を行った事例」347件のうち、「虐待の事実が認められた事例」が61件、「事実が認められなかった事例」が178件、「判断に至らなかった事例」が108件であった。

一方、事実確認を行わなかった47件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が14件、「その他」が15件であった。

※相談・通報に関する事実確認の状況には、平成18年度に相談・通報があったもののうち、平成19年度に入つて調査を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の相談・通報件数379件と一致しない。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例			事実確認調査を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかつた	判断に至らなかつた	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	その他
件数	347	61	178	108	47	18	14	15
構成割合(%)	88.1	15.5	45.2	27.4	11.9	4.6	3.6	3.8

(4) 都道府県への報告（表4）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例347件のうち、62件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が56件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が6件であった。

※ 都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるとして報告された6件には、市町村において虐待の事実が認められたが、なお、都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるもの5件を含む。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	62 件
虐待の事実が認められた	56 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	6 件

1. 2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表5）

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例6件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が4件、「虐待ではないと判断した事例」が1件、「虐待の判断に至らなかつた事例」が1件であった。

表5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	6 件
虐待の事実が認められた事例	4 件
虐待ではないと判断した事例	1 件
虐待の判断に至らなかつた事例	1 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表6）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が55件あり、このうち33件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が2件、「虐待ではないと判断した事例」が4件、「虐待の事実が確認できなかつた事例」が27件であった。

※都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例が3件あるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数55件と一致しない。

表6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	2件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかつた事例	27件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	8件
事実確認調査を行わなかつた事例	11件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数（表7、8）

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では56件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では4件、都道府県が直接把握した事例では2件であり、これらを合わせた総数は、62件であった。これを都道府県別にみると表8のとおりである。

表7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	56	4	2	62

表8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数
(平成19年度)

件数	件数	件数	件数	件数			
北海道	3	東京都	3	滋賀県	0	香川県	1
青森県	2	神奈川県	6	京都府	0	愛媛県	4
岩手県	0	新潟県	1	大阪府	3	高知県	3
宮城県	1	富山県	0	兵庫県	2	福岡県	3
秋田県	3	石川県	2	奈良県	1	佐賀県	0
山形県	1	福井県	0	和歌山県	1	長崎県	0
福島県	1	山梨県	0	鳥取県	0	熊本県	0
茨城県	2	長野県	1	島根県	3	大分県	0
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	1	宮崎県	0
群馬県	1	静岡県	1	広島県	2	鹿児島県	3
埼玉県	5	愛知県	0	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	0	三重県	2	徳島県	0	合計	62

1. 3. 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 62 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表 9)

「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 30.6%と最も多く、次いで「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 27.4%、「介護老人保健施設」が 14.5%、「有料老人ホーム」が 11.3%の順であった。

表 9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	施設介護老人保健施設	施設介護療養型医療	同生活介護	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問	入浴介護	老人デイサービスセンター	合計
件数	17	9	2	19	7	0	1	4	1	2	62		
構成割合(%)	27.4	14.5	3.2	30.6	11.3	0.0	1.6	6.5	1.6	3.2	100.0		

(2) 虐待の種別・類型 (表 10)

虐待の種別・類型（複数回答）は、「身体的虐待」が 77.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 30.6%、「介護等放棄」が 16.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数 62 件と一致しない。

表 10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	48	10	19	3	5	85
構成割合(%)	77.4	16.1	30.6	4.8	8.1	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数 62 件に対するもの。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性、年齢階級及び要介護状態区分について、被虐待高齢者が特定できなかった 1 件を除く 61 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、61 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 100 人であった。

ア. 性別 (表 11)

「男性」が 21.0%、「女性」が 79.0%と、全体の約 8 割が「女性」であった。

イ. 年齢 (表 12)

「80~84 歳」が 23.0%と最も多く、次いで「75~79 歳」が 20.0%、「65~69 歳」が 17.0% であった。

表 11 被虐待高齢者の性別

	男	女	合計
人数	21	79	100
構成割合(%)	21.0	79.0	100.0

表 12 被虐待高齢者の年齢

	65 歳 未満	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 99 歳	100 歳 以上	合計
人数	4	17	14	20	23	16	4	2	100
構成割合(%)	4.0	17.0	14.0	20.0	23.0	16.0	4.0	2.0	100.0

(注) 被虐待高齢者の特定ができない1件を除く61件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分（表 13）

「要介護4」が37.0%と最も多く、次いで「要介護3」が24.0%、「要介護5」が23.0%であり、合わせて「要介護3以上」が84.0%と約8割を占めた。

表 13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	1	1.0
要支援1	0	0.0
要支援2	2	2.0
要介護1	2	2.0
要介護2	11	11.0
要介護3	24	24.0
要介護4	37	37.0
要介護5	23	23.0
合計	100	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、61件の事例に対し虐待者の総数は69人であった。

ア. 年齢（表 14）

「30歳未満」が23.2%と最も多く、次いで「30～39歳」が17.4%であり、これらを合わせると「40歳未満」が約4割を占めた。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人数	16	12	8	10	7	16	69
構成割合(%)	23.2	17.4	11.6	14.5	10.1	23.2	100

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

イ. 職種（表 15）

「介護職員」が 84.1%、「管理者」が 8.7%、「看護職員」が 4.3%、「開設者」が 2.9% であった。

表 15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人数	58	3	6	0	2	69
構成割合(%)	84.1	4.3	8.7	0.0	2.9	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 1 件を除く 61 件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 16）

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例 62 件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導は、「施設等に対する指導」が 55 件、「改善計画提出依頼」が 44 件、「従事者への注意・指導」21 件であった。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 34 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」2 件、「改善命令」1 件及び「指定取消」2 件であった。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」51 件、「勧告・命令等への対応」2 件及び「その他」11 件であった。他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員の懲戒処分（解雇等）」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待防止のための第三者委員会設置」等であった。

表 16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村による指導等	施設等に対する指導	55 件
	改善計画提出依頼	44 件
	従事者への注意・指導	21 件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	34 件
	改善勧告	2 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	0 件
	指定取消	2 件
	合計	39 件
当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等から改善計画の提出	51 件
	勧告・命令等への対応	2 件
	その他	11 件

(注) 改善命令 1 件及び指定取消 2 件は平成 20 年度に行われた。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 17）

平成 19 年度、全国の 1,816 市町村（特別区を含む）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、19,971 件であった。平成 18 年度は、18,390 件であり、1,581 件（8.6%）増加した。

表 17 相談・通報件数

	19 年度	18 年度	増減（%）
件数	19,971	18,390	1,581 (8.6%)

(2) 相談・通報者（表 18）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 42.1% と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.8%、「被虐待高齢者本人」が 12.6%、「民生委員」が 8.5%、「当該市町村行政職員」が 7.6%、「警察」が 7.1% であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 19,971 件と一致しない。

表 18 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	8,417	1,102	1,701	2,514	2,548	287	1,518	1,415	2,058	144	21,704
構成割合(%)	42.1	5.5	8.5	12.6	12.8	1.4	7.6	7.1	10.3	0.7	—

（注）構成割合は、相談・通報件数 19,971 件に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表 19）

「事実確認調査を行った」が 92.5%、「事実確認調査を行っていない」が 7.5% であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.0% であり、「訪問調査を行った事例」が 59.8%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 31.7% であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 3.6%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 3.9% である。

※ 事実確認の実施状況には、平成 18 年度に相談・通報があったもののうち、平成 19 年度に入つて事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 19 年度の相談・通報件数 19,971 件と一致しない。

表 19 事実確認の実施状況

	件 数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	18,571	92.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	18,361	(91.5)
訪問調査を行った事例	12,006	[59.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	6,355	[31.7]
立入調査により調査を行った事例	210	(1.0)
警察が同行した事例	82	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	29	[0.1]
事実確認調査を行っていない事例	1,505	7.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	714	(3.6)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	791	(3.9)
合 計	20,076	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表 20）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は、13,273 件であった。平成 18 年度は、12,569 件であり、704 件（5.6%）増加した。

表 20 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	13,273	71.5
虐待ではないと判断した事例	3,185	17.2
虐待の判断に至らなかつた事例	2,113	11.4
合 計	18,571	100.0

以下、虐待判断事例件数 13,273 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型（表 21）

「身体的虐待」が 63.7% と最も多く、次いで「心理的虐待」が 38.3%、「介護等放棄」が 28.0%、「経済的虐待」が 25.8%、「性的虐待」が 0.7% であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 13,273 件と一致しない。

表 21 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	8,461	3,717	5,089	96	3,426	20,789
構成割合(%)	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 13,273 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 22、表 23）

性別では「女性」が 77.4%、「男性」が 22.4%と「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階級別では「80~84 歳」が 23.6%と最も多かった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、被虐待高齢者人数は 13,727 人であった。

表 22 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	3,073	10,626	28	13,727
構成割合(%)	22.4	77.4	0.2	100.0

表 23 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以 上	不明	合計
人数	1,373	2,159	3,038	3,234	2,304	1,394	225	13,727
構成割合(%)	10.0	15.7	22.1	23.6	16.8	10.2	1.7	100.0

イ. 要介護認定者数（表 24）

被虐待高齢者 13,727 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 69.2% (9,496 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	3,275	23.9
申請中	293	2.1
認定済み	9,496	69.2
認定非該当(自立)	471	3.4
不明	192	1.4
合計	13,727	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 25、表 26）

要介護認定者 9,496 人における要介護状態区分は、「要介護 3」が 21.2%と最も多く、次いで「要介護 2」が 18.8%、「要介護 1」が 18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 64.3%であり、被虐待高齢者全体 (13,727 人) の 44.5%を占めた。

表 25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	709	7.5
要支援 2	910	9.6
要介護 1	1,705	18.0
要介護 2	1,784	18.8
要介護 3	2,016	21.2
要介護 4	1,409	14.8
要介護 5	837	8.8
不明	126	1.3
合計	9,496	100.0

表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,517	16.0
自立度 I	1,430	15.1
自立度 II	2,346	24.7
自立度 III	1,937	20.4
自立度 IV	694	7.3
自立度 M	166	1.7
認知症あるが自立度不明	963	10.1
自立度 II 以上(再掲)	(6,106)	(64.3)
認知症の有無が不明	443	4.8
合計	9,496	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度 I」が含まれている可能性がある。

工. 虐待者との同居・別居の状況（表 27）

「虐待者と同居」が 85.7% と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	11,375	1,547	228	123	13,273
構成割合(%)	85.7	11.7	1.7	0.9	100.0

才. 世帯構成（表 28）

「未婚の子と同一世帯」が 34.5% と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 29.1% であり、両者を合わせると 63.6% と、6 割以上が子と同一の世帯であった。

表 28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	1,092	2,274	4,581	3,862	1,269	195	13,273
構成割合(%)	8.2	17.1	34.5	29.1	9.6	1.5	100.0

力. 虐待者との関係（表 29）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.6% と最も多く、次いで「夫」が 15.8%、「娘」が 15.0% の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し虐待者人数は 14,776 人であった。

表 29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96	14,776
構成割合(%)	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無(表 30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が35.5%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55.9%であった。

※虐待への対応には、平成18年度の虐待判断事例のうち、平成19年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の虐待判断事例件数13,273件と一致しない。

表 30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4,939	35.5
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	7,780	55.9
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	47	0.3
対応について検討、調整中の事例	612	4.4
その他	544	3.9
合 計	13,922	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 31)

分離を行った事例(表30の「分離を行った事例」4,939件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47件の合計4,986件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%、「やむを得ない事由等による措置」が11.8%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った588件のうち、29.6%に当たる174件において面会を制限する措置が行われていた。

表 31 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1,906	38.2
やむを得ない事由等による措置	588	11.8
面会の制限を行った事例	174	
緊急一時保護	511	10.2
医療機関への一時入院	1,045	21.0
その他	936	18.8
合 計	4,986	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 32）

分離していない事例（表 30 の「分離していない事例」7,780 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47 件の合計 7,827 件）における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 48.6% と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 28.4%、「見守り」が 24.0% であった。

表 32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	3,802	48.6
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	287	3.7
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを新たに利用	1,128	14.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,221	28.4
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	748	9.6
その他	1,194	15.3
見守り	1,879	24.0
合 計	11,259	—

(注) 構成割合は、分離していない事例件数 7,827 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 204 件、「利用手続き中」が 188 件であり、これらを合わせた 392 件のうち、市町村長申し立ての事例は 133 例 (33.9%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 229 件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 13 件、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」7 件、「心中」4 件、「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」3 件であり、合わせて 27 件 27 人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」8 人 (29.6%)、「女性」19 人 (70.4%) であった。年齢は、「75-79 歳」8 人 (29.6%)、「80-84 歳」7 人 (25.9%)、「70-74 歳」6 人 (22.2%) の順である。

加害者の性別は「男性」19 人 (70.4%)、「女性」8 人 (29.6%) であり、続柄は、多い順に「息子」11 人 (40.7%)、「妻」6 人 (22.2%)、「夫」5 人 (18.5%)、「娘」3 人 (11.1%)、「娘配偶者（婿）」1 人 (3.7%)、「兄弟姉妹」1 人 (3.7%) であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成19年度末の状況を調査した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表33に示す。

いずれの項目も昨年度より実施率が上昇し、高齢者虐待防止法施行後2年を経過して、体制整備および取組みが進みつつあることがわかる。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」39.9%、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」45.2%の4項目が実施率5割を下回っており、平成18年度と同様、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との調整が必要な項目への取組が低調となっている。

表33 市町村における体制整備等に関する状況 (1,816市町村、平成19年度末現在)

		実施済み	未実施	18実施済み
対応窓口となる部局の設置	市町村数	1,814	2	1,671
	構成割合(%)	99.9	0.1	91.4
対応窓口部局の住民への周知	市町村数	1,789	27	1,230
	構成割合(%)	98.5	1.5	67.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	725	1,091	420
	構成割合(%)	39.9	60.1	22.9
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	1,176	640	827
	構成割合(%)	64.8	35.2	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	1,211	605	810
	構成割合(%)	66.7	33.3	44.3
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	1,243	573	946
	構成割合(%)	68.4	31.6	51.7
介護保険施設に法について周知	市町村数	1,104	712	787
	構成割合(%)	60.8	39.2	43.1
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	997	819	706
	構成割合(%)	54.9	45.1	38.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	699	1,117	432
	構成割合(%)	38.5	61.5	23.6
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	677	1,139	358
	構成割合(%)	37.3	62.7	19.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	市町村数	1,116	700	922
	構成割合(%)	61.5	38.5	50.4
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	821	995	730
	構成割合(%)	45.2	54.8	39.9
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	946	870	587
	構成割合(%)	52.1	47.9	32.1

認知症対応型共同生活介護の研修に関するQ & A

(問1)

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての一部改正について」(平成18年6月20日老計発第0621001号厚生労働省老健局計画課長通知)において、認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者等の研修未修了に係る減算猶予について示されているが、管理者が突然の離職等により研修を受けていない者を管理者として配置する場合についても、今後の研修を修了することを条件として、減算猶予することは可能か。

(答)

- 1 人員欠如による減算となるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号(以下、「指定基準」という。)) 第90条に定める「従業者」が欠如した場合であり、管理者はこの「従業者」に含まれないことから、減算の対象とはならない。
- 2 ただし、指定基準第91条第2項において、管理者は厚生労働大臣が定める研修を修了していることを要件としており、直近の研修を受講させることにより、研修未修了の管理者が配置される状態が速やかに解消されるよう指導する必要がある。

(問2)

認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の研修対象者は、認知症介護実践者等養成事業実施要綱4(3)①及び(4)①に基づき、「認知症介護実践研修における実践者研修を修了している必要がある」とされているが、実践者研修の受講を要件とする研修の開催日よりも実践者研修の修了日が後になる場合、当該実践者研修の受講を要件とする研修の受講は認められるか。

(答)

- 1 実践者研修の修了を受講要件とする研修を実践者研修の修了前に受講することは、認められない。
認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号)において示すとおり、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の研修対象者は、実践者研修(旧基礎課程を含む。以下同じ。)を先に修了する必要がある。
- 2 なお、各都道府県・指定都市においては、例えば、研修の修了を他の研修の受講の要件とする研修が、1の年度内において、当該他の研修の実施前の時期に実施されるように計画するなど、年度当初等適時における各研修の実施主体との日程調整等に配慮されたい。